



平成 22 年 5 月 28 日

各 位

東京都渋谷区東一丁目 26 番 20 号

株式会社オールアバウト

代表取締役社長兼 CEO 江幡 哲也

(コード番号:2454)

問い合わせ先 経営管理部 ジェネラルマネジャー 鈴木 誠

電話 03-6362-1306

ストックオプション(新株予約権)発行に関するお知らせ

当社は、平成22年5月28日開催の取締役会におきまして、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し、新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、募集にあたっては、取締役については、平成22年6月18日開催予定の株主総会において「取締役報酬等改定の件」が承認可決されることを条件とします。

また、割当については、株主総会後に開催する取締役会にて決定いたします。

記

1. 新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員の意欲や士気を高め、一層の収益拡大と中長期的に継続した業績向上と企業価値増大を目的として発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当の対象者

当社取締役 2名

従業員 15名

(2) 新株予約権の総数

1,300個を上限とする。このうち、取締役に割り当てる新株予約権の個数の上限は1,000個とする

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式1,300株を上限とする。このうち、取締役に割り当てる新株予約権の総株式数の上限は、1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の算定方法

新株予約権 1 個と引換えに払い込む金額(以下「払込金額」という)は、割当日における新株予約権 1 個当たりの公正価額(ブラック・ショールズ・モデルにより同日の大阪証券取引所ジャスダック市場の終値をもとに算定)とする。なお、新株予約権の対象者が当社に対して有する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込請求権とを割当日において合意相殺する。

以上により、本新株予約権と引換えに金銭の払込は要しないが、ブラックショールズ・モデルによる算出される公正価額発行であり、当該者に特に有利な条件による発行にはあたらない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の大阪証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の平均値に1.00を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日以降、当社が他者と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成 24 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日

(7) 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使時において、当社の取締役、あるいは従業員であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合、そのほか正当な理由のある場合はこの限りではない。

- (8) 新株予約権の取得事由
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 新株予約権の割当日
平成 22 年 7 月 1 日
- (11) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い
新株予約権証券の発行は行わない。
- (12) 組織再編時における新株予約権の取扱い
当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権が消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

以上